

区名		杉並区	北区	荒川区	中野区	江戸川区	豊島区	目黒区	世田谷区
条例施行日		R7. 4. 1	R6. 4. 1	R5. 4. 1	R4. 4. 1	R3. 7. 1	H18. 4. 1	H17. 12. 1	H14. 4. 1
条例名称		杉並区子どもの権利に関する条例	東京都北区 子どもの権利と幸せに関する条例	荒川区 子どもの権利条例	中野区子どもの権利に関する条例	江戸川区 子どもの権利条例	豊島区子どもの権利に関する条例	目黒区子ども条例	世田谷区子ども条例
子どもの権利擁護委員	根拠	条例に記載あり 名称：子どもの権利救済委員	条例に記載あり	条例に記載なし（要綱で設置） 荒川区子どもの権利擁護相談事業実施要綱	条例に記載あり 名称：子どもの権利救済委員 （子どもオンブズマン）	条例に記載なし（別条例で設置） 江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例	条例に記載あり	条例に記載あり	条例に記載あり
	条例上の職務の規定	1 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 2 子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。 3 子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。 4 子どもの権利に関する啓発活動を行うこと。	1 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。 2 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。 3 子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。 4 子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること。 5 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。	要綱にて規定	1 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること 2 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること 3 権利侵害からの救済のため関係者に要請※をすること ※区や区の機関に対して行う場合と、区以外の機関に行う場合が想定されています。 4 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること 5 3の要請および4の意見の内容を公表すること 6 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていく ことおよび関係者との協力の推進に関すること	1 子どもの権利侵害を回復するため、必要な助言及び支援を行うこと。 2 子どもの権利侵害を回復するための調整及び要請を行うこと。 3 子どもの権利侵害に係る調査を行うこと。 4 子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べること。 5 子どもの権利を擁護するため、必要な理解を広めるとともに、区、保護者、区民及び関係機関の連携を推進すること。	1 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。 2 子どもの権利侵害に関する救済の申立てや自らの判断により、必要な調査及び調整を行うこと。 3 必要があると認めるときは、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。	1 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。 2 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。 3 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。 4 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。 5 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。	1 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 2 子どもの権利の侵害についての調査をすること。 3 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 4 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 5 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 6 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 7 活動の報告をし、その内容を公表すること。 8 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。
	定員・構成	3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者	3人以内	3人	5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人	9人以内とし、人格が優れ、子どもの権利について識見を有する者	3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者	3人以内とし、人格に優れ、子どもの人権や教育などに関して知識や経験のある人	3人以内とし、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人
	実際の人数	3人（公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士・社会福祉士・学校心理士スーパーバイザー１人、社会福祉士・公認心理師・保育士１人、弁護士１人）	2人（弁護士）	3人（弁護士、臨床心理士）	3人（公認心理師・臨床心理士１名、弁護士２人）	5人（学識経験者１人、弁護士３人、公認心理師１人	3人（弁護士２人、学識経験者１人）	2人（弁護士１人、公認心理師１人）	3人（学識経験者２人、弁護士１人）
子どもの権利相談窓口	名称	-	東京都北区子どもの権利相談窓口	あらかわ子どもほっとらいん	子ども相談室「ボカコロ」	えどがわ子どもの権利ほっとライン	ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）	めぐろ はあと ねっと	せたがやホットと子どもサポート（せたホット）
	開設時期	今後設置予定	R6. 9. 10	R5. 10	R4. 9	R4. 2	R5. 9	H20. 1	H25. 4（条例施行から１１年後）
	開設準備期間	救済委員は令和7年4月に設置	条例施行から５か月	条例施行から６か月	条例施行から５か月	条例施行から７か月	擁護委員は平成22年1月に設置 相談窓口は令和5年9月に開設	条例施行から２年１か月	擁護委員は平成25年4月に設置 相談窓口は平成25年7月に設置
	常設窓口（対面）	-	なし	なし	あり	なし	あり	あり	あり
	調査員等の配置	-	あり	なし	あり	なし	あり	あり	あり
	相談方法	-	電話 相談フォーム（LoGoフォーム）	電話（フリーダイヤル） メールフォーム（LoGoフォーム） WEBチャット	対面 電話（フリーダイヤル） メール 手紙	電話（フリーダイヤル） メールフォーム	対面 電話（フリーダイヤル、有償） メールフォーム 手紙 FAX	対面 電話（フリーダイヤル） オンライン面談	対面 電話（フリーダイヤル） メールフォーム 手紙・はがき FAX
	対象	-	在住、在学、在勤の子ども 子どもに関わりのある方（大人）	在住、在学、在勤等している18歳未満の方とその保護者等	在住、在学、在勤の子ども（原則18歳未満） 子どものことであれば、家族など、まわりの大人も相談可	子ども本人、関係者（大人）	在住、在学、在勤の18歳未満の方 保護者の方や子どもに関わりのある方からの相談も可	在住、在学、在勤の18歳未満の方 在住、在学、在勤の18歳未満のお子様をお持ちの保護者の方や子どもに関わりのある方（大人）	在住、在学、在勤の18歳未満の子ども（18・19歳であっても、高校生など、学校や施設に在籍している方は含む） 子どもの権利侵害に関わることであれば、大人の方も相談可
	受付時間	-	月～金（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	火 午後1時から午後6時まで 木 午後1時から午後6時まで 土 午前10時から午後3時まで （祝日・年末年始を除く）	月～土（祝日・年末年始を除く） 午前11時から午後7時まで	火 午後1時から午後6時まで 木 午後1時から午後6時まで 土 午前10時から午後3時まで （祝日・年末年始を除く）	火～金（祝日・年末年始を除く） 午前10時から午後5時45分まで	水～土（祝日・年末年始の記載なし） 午前10時から午後5時まで	月～金 午後1時から午後8時まで 土 午前10時から午後6時まで （祝日・年末年始を除く）
	相談実績	-	令和6年9月～7年2月：9件	令和5年10月～6年7月：20件 電話：12件 メールフォーム：5件 チャット：3件	令和5年度：70件 電話：33件 メール：15件 手紙：15件 来室：5件 その他：2件 ※その他は、学校や児童館への訪問時に受けた相談など	令和5年度：56件 電話：5件 メールフォーム：49件 対面：2件	令和5年9月～6年3月：28件 電話：14件 メール：2件 対面：12件	令和5年度実績：227件 委員面談 対面：7件 オンライン面談：1件 相談員面談 電話：208件 対面：11件	令和5年度新規件数：300件 電話：139件 メール：66件 面接：2件 はがき：87件 手紙：6件